

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

管理 No.

O010

所管部署: 消防局 予防課

(危険物規制係 / 電話: 35-1192)

根拠区分	法律・条例一	
許認可等の名称	危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認	
処分権者	消防局長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	消防法(昭和23年法律第186号)
	根拠規定条項	第10条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	消防法(昭和23年法律第186号) 奈良市危険物規制規則(令和4年奈良市規則第35号)
	基準規定条項	消防法第10条第1項 / 奈良市危険物規制規則第2条
審査基準	<p>危険物の仮貯蔵又は仮取扱い(以下「仮貯蔵等」という。)を行う場合の承認基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 仮貯蔵等の承認は、同一場所において承認期間を終了後、反復して認めない。 ただし、次に該当する場合にあっては、この限りではない。</p> <p>ア 工事現場等の特殊な場所におけるとき イ 事故による緊急措置等やむを得ないとき ウ その他正当な理由があるとき</p> <p>(2) 仮貯蔵等を行う場所(以下「仮貯蔵場所」という。)は、危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)第9条第1項第1号に掲げる対象物から安全な距離があること</p> <p>(3) 仮貯蔵等の付近には、火気を使用する設備、可燃性の物件等が存しないこと</p> <p>(4) 仮貯蔵等は、風速、湿度、気温等の気象条件を考慮して安全に行うこと</p> <p>(5) 仮貯蔵場所には、危険物の性質、貯蔵又は取扱い状況に応じ、換気又は流出防止等の措置を有効に講じること</p> <p>(6) 仮貯蔵場所には、貯蔵し、又は取扱う危険物に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること</p> <p>(7) 仮貯蔵場所には、見やすい箇所に奈良市危険物規制規則第2条第2項に定める掲示板を設けること</p> <p>(8) 仮貯蔵等の申請書には、危険物の品名、数量又は取扱い状況により、必要に応じて保安に関する事項を定めた次に掲げる図書を添付すること</p> <p>ア 危険物の貯蔵又は取扱いに関する防火責任者の任務</p>	

イ 巡回及び点検要領

ウ 災害その他緊急時における通報、消火等応急措置の要領

エ その他

2 屋内における仮貯蔵等

建築物の構造は、木造でないこと。ただし、硫黄若しくはこれを含有するもの、第3石油類、第4石油類又は第6類の危険物に係る場合で、取扱い工程において加熱し、又は発熱させないときは、この限りでない。

3 屋外における仮貯蔵等

(1) 次に掲げる危険物の貯蔵等は、認められないこと。ただし、コンテナ内において貯蔵する場合で安全が確認されるとき又は危険物の性状に応じて遮光、防水等危険防止のための有効な措置がなされているときにあっては、この限りでない。

ア 第1類の危険物のうち、無機過酸化物又はこれを含有するもの

イ 第2類の危険物のうち、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの

ウ 第3類の危険物

エ 第4類の危険物のうち、特殊引火物

オ 第5類の危険物

(2) 仮貯蔵場所は、さく等により明確に区画し、その周囲に火災予防上又は消火活動上支障がないと認められる幅の空地を確保すること

(3) 一般交通の障害にならないこと

4 タンクコンテナにおける仮貯蔵等

(1) タンクコンテナにおける共通事項

タンクコンテナにおける仮貯蔵等は、1. (2)から(8)によるほか、次によること

ア 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできない。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による鉄道の不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認機関を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合にあっては、この限りではない。

イ 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができる。

ウ 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入させない措置を講じること。

エ 仮貯蔵場所には、みだりに空箱をその他の不必要な物件を置かないこと

オ 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと

カ タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6メートル以下とすること

キ タンクコンテナ相互間に、点検のために必要な、おおむね1メートル以上の間隔を設けること

ク 危険物の防火責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナの異常の有無及びウからキまでを確認すること

	<p>(2) 屋内における仮貯蔵</p> <p>ア 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造(政令第9条第1項第5号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)又は不燃材料(政令第9条第1項第1号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られ、かつ、出入口に防火設備(政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。以下同じ。)を設けた専用室とすること</p> <p>イ アの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること</p> <p>(3) 屋外における仮貯蔵</p> <p>ア 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所とすること</p> <p>イ 仮貯蔵場所の周囲には、3メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な壁を設けることにより、安全であると認められる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ウ 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること</p> <p>5 油入りケーブルの敷設替え工事における仮取扱い</p> <p>(1) 期間等</p> <p>規制対象となる期間は、油入りケーブルの切断・接続工事等を行う場所(以下「油入りケーブルに係る工事場所」という。)におけるケーブルの切断から接続完了までの間とし、油入りケーブルにかかる工事場所ごとに申請すること</p> <p>(2) 危険物の数量算定</p> <p>危険物の取扱数量は、油入りケーブルに係る工事場所の両端に設けられている変電所内のヘッドタンク及び当該ヘッドタンク間を接続している油入りケーブルに内蔵されている絶縁油の総量とすること</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 申請書には、次に掲げるものを添付すること</p> <p>(ア) 取扱数量の計算書</p> <p>(イ) 工事手順書、工程表(接続工事等の実施期間を明記したもの)</p> <p>(ウ) 接続工事等の際し、火気等を使用する場合の安全対策書</p> <p>(4) 基準の準用</p> <p>(1)から(3)に定めるもののほか、1から3の基準を準用する。</p> <p>6 危険物の貯蔵又は取扱い</p> <p>危険物の貯蔵又は取扱いは、政令第4章に規定する技術上の基準に準じて行うこと</p> <p>7 震災時等における危険物の仮貯蔵等</p> <p>震災時等における危険物の仮貯蔵等は、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号)によること</p> <p>その他関係通知等及び行政実例による。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	14日
本票の作成日	令和 6年 5月 2日作成

更新履歴(更新日)	改正沿革 令和 年 月 日改正
-----------	--------------------

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>注 標準処理期間は、申請日の翌日から起算し、通常要する処分する日までの期間とする。ただし、次の期間については、標準処理期間に算入しない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条各号に掲げる日2 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数